



看護職の働き方に関する要望書を内閣府に提出

夜勤負荷の適正化、仕事と家庭の両立支援の推進を求める

公益社団法人日本看護協会（会長・坂本すが、会員数71万人）は3月23日、内閣府の加藤勝信一億総活躍担当大臣に一億総活躍社会の実現に向けた「働き方改革」に関する要望書を提出しました。

本会が掲げる看護職の働き方改革の具体策として、看護職の夜勤・交代制勤務における働き方の改革、子育て・介護と仕事の両立支援策を検討・実施に関する2点を要望しました。



加藤大臣に要望書を手渡す坂本会長（左）

看護職の夜勤・交代制勤務における働き方の改革に必要な規制として、①勤務拘束時間13時間以内②夜勤時間数および夜勤回数の規制③勤務間インターバルの11時間の確保④夜勤労働を行う看護職の法定労働時間の上限—の4点を挙げ、それぞれに関して調査結果などを交えて看護現場の実態を説明し、意見交換を行いました。

坂本会長は①について、約60%の病院で2交代制勤務を採用しており、そのうちの98%が拘束時間13時間超過している現状を解説し、本会が2013年に公表した「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」でも拘束時間13時間以内を推奨していることを紹介しました。2交代制勤務でも拘束時間が13時間以内となる勤務編成例を示すと、加藤大臣は「人をうまく配置すれば解決できる問題だと分かった」と応じ、本会の要望に理解を示しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

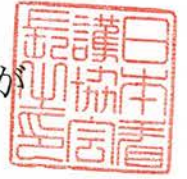
《要望事項》

1. 夜勤・交代制勤務の働き方改革
2. 子育て・介護と仕事との両立支援

平成29年3月23日

内閣府一億総活躍担当大臣
加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すが



平成30年度 政策に関する要望書

目下、一億総活躍社会の実現に向けて「働き方改革」を推し進める中、大変大きな柱となるのが女性の活躍といえます。看護職はその94%が女性であり、全女性労働者の約6%を占めます。一業種でこれほど多くの女性労働者を占めているため、看護職の働き方が変われば全女性労働者の働き方にも大きな影響を与えると考えます。

この数年で短時間正職員制度等多様な勤務形態の導入により、子育て世代の看護職の就業者数が増加しています。政府が「介護離職ゼロ」を掲げていますが、看護職においても、今後は仕事と介護との両立の問題に直面する者の一層の増加が見込まれています。現場では育児だけでなく仕事と介護の両立支援の取り組みの推進が課題となっています。

また、医療機関に勤務する看護職の多くが夜勤・交代制勤務を行っており、今後安定的に継続して看護職が働き続ける職場にするためには、夜勤・交代制勤務に対する負担軽減が必須です。

看護職の夜勤・交代制勤務においては、2交代制勤務の場合、16時間以上にも及ぶ長時間夜勤が経年的に増加し現在主流となっています。これは先進欧米諸国だけでなくアジア諸国においても見られない長時間勤務です。一方、3交代制勤務の場合は、勤務間インターバルが8時間程度の働き方が慣例的に続いています。しかし、わが国の現行労働法では、夜勤・交代制勤務従事者における夜勤時間数、夜勤回数、勤務拘束時間の上限に定めはなく、勤務間のインターバルに規制がないのは周知の事実です。

こうした働き方が離職の一因であり、超高齢・多死社会を迎える日本において、医療需要が高まる看護職の確保を困難にするだけでなく、一億総活躍社会の実現をも阻むこととなります。看護職の夜勤・交代制勤務における労働負担を適正化する政策が急務であると考えます。

以上の理由により、平成30年度政策案等の編成にあたっては、以下の事項につきましてご尽力を賜りますようお願いいたします。

要望事項

1. 夜勤・交代制勤務の働き方改革
2. 子育て・介護と仕事との両立支援

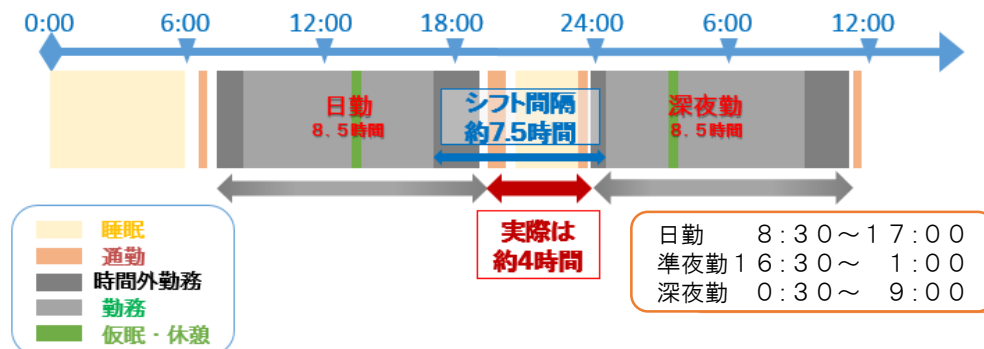
一億総活躍社会の実現に向けた「働き方改革」の具体策として、看護職の夜勤・交代制勤務における働き方の改善および子育て・介護と仕事の両立支援策を検討・実施されたい。

○夜勤・交代制勤務の働き方改革として必要な規制

- 勤務拘束時間13時間以内
- 夜勤時間数および夜勤回数の規制
- 勤務間インターバル11時間の確保
- 夜勤労働を行う看護職の法定労働時間の上限(現行労基法における法定労働時間40時間/週よりも短縮する)

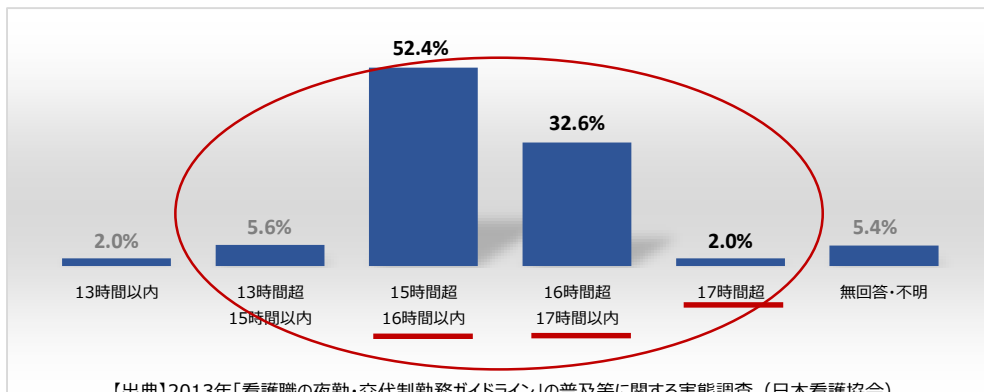
○育児・介護のための短時間勤務制度の活用促進。特に、介護のための短時間勤務制度を、育児のための短時間勤務制度と同様、事業主に義務づけられたい。

- 3交代制勤務の看護職員の約4割は勤務間インターバルが7.5時間以下のシフトで勤務している【図1】。また、2交代制勤務のほとんどでは、夜勤シフトにおける拘束時間が法定労働時間8時間の2倍以上に及ぶ【図2】。
- 長時間の夜勤や短いインターバルは慢性疲労を引き起こし、患者安全を脅かすと共に、生活との両立困難をも招き、結果的に離職につながっている。
- このことは、看護職の確保を阻んでいる。「一億総活躍」の政策趣旨にもそぐわないものであり、早急な対策が必要である。
- 育児、介護等と仕事との両立にあたっては、短時間勤務制度の導入が有効である。年代によって「短時間勤務制度」を活用したい理由が異なる。わが国の看護職員の平均年齢は42歳を超えており(「平成26年衛生行政報告例より推計)、今後仕事と介護の両立ニーズを持つ看護職員が増加することは確実である。育児との両立支援対策と同様に、今後は介護との両立支援対策の拡充が、次なる大きな課題となる。



出典：日本看護協会「2008年 時間外勤務、夜勤・交代制勤務等緊急実態調査」

図1 3交代制勤務の短い勤務間インターバル



【出典】2013年「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドライン」の普及等に関する実態調査(日本看護協会)

図2 2交代制勤務の夜勤時間